

事務連絡
令和4年1月31日

各市町村総務課長 様
各一部事務組合総務課長 様

鹿児島県町村会事務局長
鹿児島県市町村総合事務組合事務局長
鹿児島県市町村行政推進協議会専務理事
大柳 俊一

まん延防止等重点措置の実施に係る勤務体制について（通知）

本会の運営につきましては、日頃から御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、鹿児島県に新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置が適用されたことから町村会等関係団体では、令和4年2月2日（水）から適用期間終了の2月20日（日）までの間、職員の半数を交代で在宅勤務にすることといたしました。

この間、業務の円滑な遂行につきましては、十分配慮しながら、支障が生じることの無いよう努めてまいりますので、今般の事情をぜひ御賢察のうえ御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

なお、まん延防止等重点措置の実施の解除・延長を含め新型コロナウイルス感染症の今後の状況により、当該勤務体制の実施期間や内容等を変更する場合は、改めて御連絡いたしますことを申し添えます。

※ 本文書は、FAXによる送信のほか、町村会HPに掲載しております。

【お問合せ先】

鹿児島県町村会総務課

担当 湯田，鳥濱

TEL 099-206-1020

FAX 099-206-1061

mail info@tva-kagoshima.jp